議長	それでは，議事に入ります。諮問事項になります。令和２年度の旭川市国民健康保険料について，資料１及び資料２について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは，諮問事項について，御説明いたします。 資料１－１ページを御覧ください。 令和２年度の旭川市国民健康保険料について，本運営協議会の考え方・御意見を答申書として取りまとめていただきたいということで，市長からの諮問書となっております。 ３ページ以降に，参考としまして過去２回の答申書を掲載しております。今回の諮問事項につきましては，過去の答申内容と非常に密接な関係がございますので，経過や考え方の参考にしていただきたいと思います。 本市といたしましては，これまで過去２回の答申を踏まえまして，特に低所得世帯に対しまして，市独自の激変緩和措置を講じながら，令和６年度の保険料水準の統一を目指すという方向性を持たせていただいておりまして，皆様からの御意見につきましても，来年度の保険料を判断する上で大変重要なものでありますので，活発な御議論をいただきまして，国保運営についての貴重な御提言を賜りたいと考えております。 １ページに戻りまして，詳細については後ほど御説明させていただきますが，項目につきましては１から４項目については保険料水準の統一を目指している令和６年度までの激変緩和措置に関する事項で，５番目につきましては，保険料の賦課限度額の改定についてとなっております。 このうち，１から４番目までの激変緩和措置について，３ページの過去の答申をいただいた当時の状況と変化が生じている部分もあり，例えば，４ページの「１」の項目で，国民健康保険事業特別会計の赤字解消ですとか，３項目の４（２）の激変緩和措置については，財源を赤字解消の対象経費である一般会計繰入金から国民健康保険事業準備基金に変更しており，４（１）の財源を除き，赤字解消計画の上では解消済みとなっているような状況の変化がございます。必ずしも当時の赤字解消計画に縛られない状況の変化がございます。 次に，９ページを御覧いただきたいと思います。 今回の答申の協議過程におきまして，諮問事項に対する意見ではないけれども，国民健康保険の運営上，関連して意見があるときは，附帯意見として提出することができるということで，前回の附帯意見といたしましては，医療費が増加していくと想定される中で，健

	康寿命の延伸を図って,増え続ける医療費と保険料の抑制を図っていくという，非常に重要でありますので，特定健診ですとか生活習慣病の重症化の予防などの保健事業を,これまで以上に進めていただきたいといただいております。 　以上,諮問事項と答申のイメージということで御参考にしていただきたいということで説明させていただきました。 　次に，具体的に協議に入っていただく前に，都道府県単位化から３年目に入ろうとするところで,状況の変化や課題といったことについて，担当者から説明させていただきます。
事務局	資料の２－１ページを御覧ください。都道府県単位化の課題と今後の見通しですが,平成３０年度に都道府県単位化により財政の運営主体が変わりました。実際に１年半経過した中で，課題も少しずつ見えてきたため,おさらいも兼ねて洗い出したものが１ページ目となっております。 　都道府県単位化前ですけれども,国民健康保険制度は構造的な課題を抱えておりました。構造的な課題とは，国保加入者に高齢者が多い。高齢者が多いということは所得が年金などで低く，また，病院にかかりやすい世代ということもあって,所得水準が低く医療費水準が高いため,保険料も高くなるといった現象のことを国民健康保険が抱える構造的な課題といっています。 　この,構造的な課題は全国だけでなく北海道でももちろん同じ状況でありまして,さらには,北海道は札幌のような大都市があれば,医療機関が１か所しかないような過疎地まで,様々な自治体が存在することから，他の都府県と比べると，所得水準や医療費の格差は大きいという実情となっています。 　このため，旭川市では法定外の一般会計の繰入れにより，高い保険料の負担を軽減しておりました。そこで国としては，都道府県単位化により，国費総額３，４００億円を国保運営に充て赤字補填目的の一般会計繰入金の解消を図るなど対策を講じたところです。 　都道府県単位化により市町村ごとの小規模単位から,都道府県単位と広くなったことで，市町村格差は平準化されつつありますが,国保が抱える根本的な構造的課題が解決された訳ではありません。 　他の保険と保険料を比較してみると，例えば，協会けんぽですと加入者の人数に関係なく１世帯の加入者が１人であっても何人であっても保険料は変わらず，なおかつ保険料の半分は，事業主が負担することとなりますが，国保の場合は事業主がおりませんので,全額被保険者が負担せざるを得なく，また，均等割という加入人数に応じて保険料がかかりますので,国民健康保険では保険料負担が

	とても大きく，被保険者のみで伸び続ける医療費に対応していくには限界があるものと捉えております。 　そこで，市長会や知事会などでは，更なる財政基盤の充実強化と，子育て世帯に対する負担軽減策として子どもの均等割減免の実現について国に要望をしているところです。 　では実際，都道府県単位化後の北海道や旭川ではどうかといいますと，北海道は令和６年度を目途に保険料水準を統一することを目指すとし，連携会議というブロック会議の中で，統一に向けて課題を整理しているところですが，市町村時代の運営方法もそれぞれですので，保険料統一への取組の進捗状況にはまだまだ市町村間で差が生じている状況です。 　そのような中，平成３０年から旭川市では統一時の姿を設定し，急激な負担増とならないよう統一に向かい激変緩和を講じているところです。この激変緩和は，平成２９年度の運営協議会の答申を踏まえながら，当初は財源を一般会計からの繰入金を用いて，４つの項目の負担軽減策を設定しまして，北海道へ「赤字解消計画」を提出していたところですが，さらに検討を進め，財源の組替を行いました。その結果，４項目中１項目についてを一般会計から繰り入れ，他の３つについては基金を活用することとしました。 　赤字解消計画は一般会計からの繰入金のみが対象とされていることから，本市においては，赤字解消計画上は，一般会計から繰入れとしている，「介護分がかかる世帯に対する減免」のみが，解消をするべき軽減策となっております。 　都道府県単位化となりましたことから，「道内どこの市町村に住んでも同一所得，同一家族構成であれば保険料は同じ」を目指していますので，旭川市だけ特別な軽減策を打ち出すことに対しては，他市町村とのバランスもあり，解消は必要であるものと考えておりましたが，最近，独自の子ども減免などの減免制度を創設する市町村が出てきている状況もあることや，示された納付金を集めるために課せられる被保険者の負担を考えると，減免制度の継続も含め再検討の必要もあるのではないかと考えているところです。 　２ページに保険料統一までの激変緩和計画の一覧を掲載しております。これが，平成２９年度に計画した令和６年度の統一に向けての激変緩和策の内容です。 （１）の介護分保険料減免というのが，財源が一般会計であることから，赤字解消計画上解消すべきものとされている減免となっております。内容としては，所得２００万円以下の世帯で介護分がかかる４０歳から６４歳までの方の世帯の負担軽減策として，平成３０年度は被保険者一人に対し３，０００円を減免し，その後，毎年５

	００円ずつ軽減額を縮減し，令和６年度に廃止とする計画のものです。今年度については減免額が２，５００円で，来年度は２，０００円と計画しておりました。 　この次からの２，３，４の軽減策については基金を活用しているもので，赤字解消計画の対象外となります。 （２）の支援金分保険料を減免。これは，低所得者の国の法定の７割軽減，５割軽減世帯の被保険者１人について５００円を減免するもので，令和５年までは５００円を継続しまして，令和６年度に廃止するといったものです。 （３）の１８歳未満減免ですけれども，こちらは１８歳未満の被保険者の均等割を３割減免するものですが，これについては，都道府県単位化前の平成２８年度に市が子育て世帯に対する施策の一つとして始めたもので，当初は５割減免から始まりまして，都道府県単位化となった平成３０年度に３割とし，２年ごとに１割ずつ縮減し，令和６年度に廃止するという計画になっております。当初の計画では来年は１割縮減し，２割とする予定となっております。 　次に（４）の市独自の軽減ですけれども，低所得者の世帯に対する市独自の軽減策で，計画では令和２年度に廃止することとしております。 　以上が，本市の激変緩和策の統一までの計画の内容となっております。 　次に３ページをお開きください。令和２年度の国民健康保険事業費納付金（仮算定）ということで，１１月１４日に北海道から来年の納付金の仮算定結果が通知されましたので，その結果の資料となります。来年の納付金ですが，北海道が集めたい納付金総額は今年より４億円ほど全体で増えています。主な要因としましては，北海道全体の医療費が増加したことなどにより，１人当たりの納付金が３．５％増となりました。ただし，診療報酬の改定率は未反映となっており，１月の納付金本算定の通知の時には，反映された状態で納付金が示される予定です。 　また，昨年度なんですけれども，道内医療費が予定より高くかかってしまったことによって，道の財政安定化基金を２４億円取り崩して医療費の補填に充てたのですが，この取崩し分については３年間をかけて，道内市町村がシェアにより返済していかなくてはならないもので，増要素となっております。 　このほか，旭川市の追加分として，平成２８年度と平成２９年度に概算で交付を受けている前期高齢者交付金等の精算に伴う償還金が生じたための納付金ということで上乗せされております。 　結果として下段の表の一番下に旭川市の納付金額の総額を記載

	しておりますが，被保険者数が減少して道内のシェアが減少しているにもかかわらず，前年度よりも６．３％増，金額にすると一人当たり約９千円増加する見込みとなっております。 次に，４ページ，こちらは仮算定結果による旭川市の令和２年度の保険料率です。医療分，支援金分，介護分全てにおいて，所得割，均等割，平等割が大幅に上がる結果となりました。 次に５ページでは，令和元年度と令和２年度の保険料の料率を当てはめた比較で，激変緩和を計画どおり縮小していく場合で，設定は下の囲みのとおりですが，今年と来年の変更点としては，所得２００万円以下の世帯に属する介護分保険料がかかる４０歳から６４歳までの被保険者についての減免額を２，５００円から２，０００円に縮小，それから１８歳未満の均等割を３割から２割減免に縮小してます。また，限度額を今年度の法定額と同額に引き上げております。このモデルなんですけれども，４０歳の夫婦と１８歳未満の子ども１人のモデル世帯の保険料を掲載しています。 １番右側の欄に，今年度との差額を掲載しておりますが，所得２００万円の世帯を例に挙げますと，今年度に比べて３７，４００円の保険料増でありまして，いずれの所得階層も大きく増加している状況となっております。 ６ページに，諮問事項と答申の方向性をまとめてございます。 お示しした諮問事項について，答申に当たりましての方向性のイメージを整理しております。 諮問事項の欄の右隣には今年度の措置内容が，隣に財源，令和２年度予定激変緩和措置には，平成２９年度に計画した令和２年度の措置内容で，答申の方向性として，据置きなのか，拡大が良いのか，縮減したほうがいいのかといった選択肢を①から③ないし④まで記載しております。方向性については次回の会議においてこの中から選んでいただくこととなります。 この４つの激変緩和に加えまして，賦課限度額についてですが，現在旭川市では国の法定額より３万円少ない限度額を設定しており，これについても来年度は据置くのか引き上げるかについて，御意見をいただきたいと思います。 なお，財源については先ほども御説明しましたが，一般会計は解消が必要な対象で，基金については，赤字解消計画の対象外となっておりますが，令和６年度の保険料水準の統一に当たっては，配慮や再検討をしなくてはならない事項となっております。 本日の会議では，以上の５項目について，先月１４日に北海道から示された仮算定結果を踏まえた資料を基に，皆様からの率直な御意見や方向性のイメージをお聞かせいただきたいと考えておりま

	す。資料２については以上です。
議長	ありがとうございました。 ただいまの資料１,資料２の説明について御質問等があれば御発言いただきたいと思います。 なお，諮問事項の詳細については，このあと資料３のパターン別保険料比較において確認する予定です。ここまでの説明で何かありますでしょうか。
委員１	大変見やすい資料を提示していただきまして,特に会議資料の２というのはわかりやすいかなと,ありがとうございます。その中で,私が素朴に思うのは，今，世の中には非正規雇用，１８歳以上で正社員になっておられない方々が，たくさんいると聞いております。旭川市の中にも非正規雇用の職員の方がいっぱいいらっしゃいますね。どのくらいの方々がしっかり納めていただいているのかというのは押さえていらっしゃるんでしょうか。
事務局	職業別の保険料の収納率というのは押さえていませんが,全体的には現年度分で昨年度決算で,９２．０１％が納付されているので,８％弱が未納になっているという状況になっておりまして,収納率については，毎年ちょっとずつ上がっている状況になっております。
委員１	それを聞いて非常に安心したんですけれども,例えば非正規雇用の方々が転職をされて，正規雇用のために試験を受ける間，いろいろ相談をされるというケースを聞いたことがありますし,正規雇用になった段階で,回収する手立てができるという形になるかと思うんですけど,相談窓口も柔軟に対応していただくというのが必要かなと思います。特に若い方々が，働いていても生活に困っている方々が，いっぱいいらっしゃると思いますので，将来的なことを見込んで窓口を広げていただければ有り難いかなと思います。
事務局	旭川市でもきめ細やかな納付相談ということで,決められた曜日に，夜の時間帯の納付相談窓口をやっていたり，毎週ではありませんが日曜も相談体制を敷いております。倒産ですとか自己都合によらないような状況で非正規雇用になったり失業になった場合については，保険料を減額するような制度もありますので，納付相談と合わせて説明したり対応をさせていただいているところです。

委員１	ありがとうございます。あともう一点お伺いしたいんですけど，２－２の保険料統一までの激変緩和計画，例えば一番上の減免額が３，０００円から２，５００円，２，０００円，１，５００円と，５００円ずつ縮小していくことで，これが妥当だというか，この５００円ずつでうまくいくようなことになるんですか。
事務局	２９年度から３０年度にかけて，介護分保険料のかかる世帯が対象になっておりますが，２９年度の保険料を試算した時の介護分の保険料の均等割の部分が３，０００円ほど急激に上がったということがございまして，そこの部分を６年間で徐々に引き上げたいということで，設定としては３，０００円の引上げ幅を６年間で徐々にという事で，６等分すると５００円ずつだったという計画になっております。
委員１	単純計算で行えばそういうことなんですけど，この数字のバッファというのは見なくても大丈夫ですか。
事務局	当時は介護分の自然増分というのは考慮はしておりませんでした。そういった部分も今回の仮算定結果を踏まえまして，金額についても拡大が良いのかだとか，据置きが良いだとかという御意見も御議論いただければと思います。
委員１	年数もかかる話でございますので，その時点でまた改めて修正ということで，柔軟に対応していただければ良いと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。ほかに何か質問等あるでしょうか。 お考え中の方もいらっしゃると思いますけれどもまた，最後の最後に時間を取りますのでその際に御発言いただけたらと思います。 では続きまして，資料３について，事務局から説明をお願いします。諮問事項につきましては，資料２－６ページの順に，一つずつ確認をしていきます。本日は，結論ではなく次回の取りまとめに向けての御意見等やあるいは方向性についてということですので，この後も諮問事項が５つありますけれども，御自由に御発言いただけたらと思います。 まずは資料３について，事務局から説明お願いいたします。
事務局	それでは資料３のパターン別保険料の比較について，諮問事項に関係する項目ごとに区切って説明をいたします。

	各項目ごとに皆様の御意見もお伺いさせていただきたいのですが，ポイントとしては，医療費の増加などにより年々保険料が増加することが想定される中で，令和２年度の激変緩和措置をどうするかについて，６年後を見据えて当初の計画どおりに段階的に縮減していくべきか，そうではなく，医療費の増加に伴って保険料が大幅に上がると生活が苦しくなるので，激変緩和の据置き又は拡充が必要ではといった，皆様のきたんのない御意見をいただきたいと思います。 本日は結論を出していただくのではなく，次回の会議で答申をまとめるに当たり，どのような方向に向かっていくのが良いのか，皆様の様々な御意見を伺う会議でありますので，どうぞよろしくお願いします。 それでは資料２－６ページの「諮問事項と答申の方向性」のページと見比べながらお聞きいただければと思います。 では，資料３の１ページです。年齢別被保険者数及び軽減対象世帯数の割合です。この後お示しする世帯パターンとして，どのような世帯が旭川市の国保加入者の世帯には多いかというものを簡単に分析した資料です。 １ページは，１０月末現在の年齢別被保険者数と低所得世帯の軽減世帯数・被保険者数の状況です。左の年齢別被保険者数から，介護分保険料が賦課される４０歳から６４歳までの人数は，全体の３０．４８％となっていることから，介護分がかかる世帯への配慮が必要となります。また，介護分保険料は賦課されませんが６５歳以上の人数は，全体の５１．１％と約半数を占めており，加入者の傾向としては退職後に国保に加入する方が多い状況です。右側，低所得世帯の状況については，全体の７割軽減，５割軽減，２割軽減を合わせますと，全体の約７割が保険料軽減世帯となっており，所得計算において給与収入よりも控除額の大きい年金収入の世帯が，軽減世帯に多いためと考えております。以上の世帯状況を踏まえまして，２ページ以降に，国保加入者が多く属している単身世帯及び２人世帯と，１８歳未満の子どものいる夫婦３人世帯についてパターン別に平成３０年度から３年間の保険料比較表を作成しております。 まず，２ページと３ページは単身世帯のパターンで諮問１，２に関わるものです。２ページは，給与所得で，介護分保険料があるパターンです。激変緩和措置の５００円縮小分があるため，医療費の増加分に加えて５００円，保険料が増加しております。３ページは，年金収入で，介護分保険料がないパターンです。年齢的には，全体の約半数が該当するものと考えられます。４ページ，５ページは２

	人世帯で，こちらも諮問１，２に関わるものです。４ページは，給与所得で，介護分保険料があるパターンです。激変緩和措置の５００円縮小分があるため，医療費の増加分に加えて２人世帯ですので１，０００円，保険料が増加しております。５ページは，年金収入の方で，介護分保険料がないパターンです。退職したサラリーマンの夫と専業主婦であった妻の場合の多くは，このパターンが該当するものと考えられます。資料の５ページまでの説明は以上です。
議長	ただいまの説明は資料２－６でいいますと諮問１と２に関する事項でした。ただいまの説明につきまして御質問等があれば御発言いただきたいと思います。 では特にないようですので，もしお考え中の方がいましたら，先ほども言いましたけれども，最後の最後に御発言いただけたらと思います。 では続きまして，３つ目の諮問になります。市独自の低所得世帯の軽減について，事務局から説明をお願いします。
事務局	諮問事項３に関わるということで，市独自の低所得者世帯の軽減で，６ページと７ページについて御説明したいと思います。 市独自の低所得者に対する１割軽減という制度なんですけれども，６ページに概要を掲載しておりますが，これは，世帯主が国保でない場合，世帯主のことを擬制世帯主といい，この擬制世帯が対象となる軽減措置についてです。ケース１から３は全て２人の世帯の場合です。ケース３は世帯主が国保で家族が後期高齢者で，世帯主のみが，国保加入者です。この場合，国の低所得世帯に対する軽減基準額の８４万円を超えると軽減が受けられませんが，ケース２のように，世帯主が後期高齢者医療の擬制世帯主で，家族が国保という擬制世帯では，８４万円から１０８万円の間の所得であれば，市独自の１割軽減の対象となるものです。 ７ページの左の下の表に「対象者の推移」を御覧ください。平成２６年度に国の軽減基準の見直しがあったため，対象者が平成２５年度から平成２６年度にかけて激減しておりますが，それ以降は年々減少傾向にあり，今年度の保険料賦課決定後の６月末の該当世帯数は，１１１世帯となっております。このページでは，廃止した場合の影響額を掲載しております。右の表で言えば，上から２段目の所は１割軽減を継続した場合，その下には計画どおり１割廃止した場合，一番下は軽減あった場合となかった場合の差を比較した表です。以上で諮問３に関わる市独自の低所得者世帯の軽減についての説明を終わります。

議長	ただいまの説明について御質問等があれば御発言いただきたいと思います。 では特にないようですので，次の議題に入りたいと思います。 続きまして，４つ目の諮問，１８歳未満の均等割減免について，事務局から説明をお願いします。
事務局	次に８ページでは，１８歳未満の均等割減免ということで，これは諮問事項の４に関わるものです。計画どおりに現在３割減免しているものを２割減免に縮減した場合の影響額を記載しております。所得が２００万円のモデル世帯でいえば３７，４００円，今年よりも来年には保険料が高くなってしまう計算です。以上です。
議長	ただいまの説明について御質問等があれば御発言いただきたいと思います。
委員２	会議資料２－６ページ，先ほど御説明いただいた，２，３，４については一般会計から基金になったということで赤字解消済みとなっているので，ここは単一の項目だけでみると，このままでも良いんだろうかなということ。ただその上の１のところが赤字になっているので，この２，３，４のところで赤字解消済みといえ，これをなんとかいじることで１のところにも良い影響ということが考えられるということでしょうか。例えば３番目の市独自の低所得世帯の軽減ということで据置きだと１割ですね，例えばこれをそのままにしておいても赤字解消計画済みなので，ここだけみると良いのかなとは思うんですけど，これを例えば廃止すると，被保険者は支払う分というかその分お金が１のほうに幾らかでも反映されて，会計的に，赤字的に助かるという可能性になるのですか。それともこれ全部，単一，それぞれの項目一つ一つということなんですか。
議長	今，諮問事項４つ目の１８歳未満の均等割減免についてですので，それについての御意見は，また，最後に事務局のほうから御回答いただけるかと思います。 １８歳未満の均等割減免につきまして何か質問等ございますでしょうか。 ではまた，お考え中の方がいるかも知れませんが，最後の最後に時間を取りますので，そこで御発言いただけたらと思います。 では，最後の５つ目の諮問，賦課限度額について，事務局から説明をお願いいたします。

事務局	資料は９ページになります。賦課限度額による保険料比較となっております。これは，保険料賦課限度額を法定どおり引き上げる場合との比較を掲載しております。 賦課限度額を引き上げますと，高所得層の方が支えている保険料がその分増加しますが，所得割の料率が下がるため，中間所得層の保険料が下がる効果が生まれます。以上です。
議長	ただいまの説明について御質問等があれば御発言いただきたいと思います。 お考え中の方がいらっしゃるかと思いますけれどもこれも最後に御発言いただけたらと思います。 諮問のまとめといたしまして，最後に資料の１０ページから１１ページについて，事務局から説明をお願いします。
事務局	最後にＡ３版の１０ページ，１１ページを御覧ください。 保険料水準の統一を目指している令和６年度に向けて，計画どおり激変緩和を段階的に縮減していくと，どのようになるかというものです。所得金額２００万円の色のついた世帯を例に前年との上がり幅を見てみますと，今年度の保険料は去年が３５５，３３０円だったのが３６２，７７０円と前年度比７，４４０円増額だったのに対し，今年度は３７，４００円増額と，上がり幅が約５倍となっております。この表で一番所得が高い世帯，所得６８０万円の世帯が，前年度と比べると限度額の引き上げ分の３０，０００円増額となるのに対し，所得２００万円の世帯はそれ以上の上がり幅となっています。 一枚めくっていただくと令和３年度から６年度までの保険料がありますが，令和３年度以降においては，医療費の伸びなどの自然増加分は反映せず，今年度と同じ料率だった場合で試算しておりますので，激変緩和を計画どおり解消した場合の差額のみが前年度比となっておりますが，実際は医療費の増加傾向は避けられないものと考えられますので，保険料も上昇していくものと思われます。 令和６年度の一番右には都道府県単位化前の平成２９年度との差額を記入しておりますが，都道府県単位化となったことにより，令和３年度以降の医療費の伸びを入れない場合でも平成２９年度と比べると約５万円増額となる予定です。６年間で５万円増のところ，単年度で３７，４００円引き上げという状況となっております。 以上，区切りながら主な世帯パターン別で，御説明させていただきました。

	仮算定結果では医療費の増加分が大きく，また，去年の足りなかった医療費の補填のために北海道が取り崩した道基金への返済や過年度分の償還金の精算が発生し，昨年の保険料の伸びと比べると，緩やかではなく急激に増加する結果となりましたことから，１月中旬に通知がある本算定結果時においては，市の基金から今年度同様１億円や前期高齢者交付金の精算分約８千万円を基金から活用する検討も行っているところです。今後の予定としては，まず，来年１月に北海道から本算定結果等の通知があります。今年度の医療費の実績の把握が２か月分増えることにより，医療費の動向が精査されたり，仮係数が確定するということで，どのくらいの変動があるかは分かりませんが，本日いただいた御意見を踏まえて，本算定結果を基に市の対応も加えながら保険料を算定して，改めて次回の運営協議会にお示しさせていただく予定です。 次回の会議では本協議会の御意見を答申として取りまとめていただき，市ではその答申を踏まえまして，予算案を決定し，議会へ提案する予定であります。 以上，説明と今後のスケジュールについて，事務局からの説明を終わります。
議長	ありがとうございました。これまで全ての資料の説明及び諮問に対する御意見を伺いましたが，ただいまの説明に加えて，全体を通して何か御意見等はございませんか。
委員３	資料の２－１，赤字解消計画の取組状況とありますが，１，２は廃止するわけですので廃止に向けて解消済みですね。３も国基準にするので解決済みということですね。４の介護分減免，ここだけは旭川市で決める部分があるから未解消という案も，国基準になるのですか。
事務局	今の部分については，いずれも旭川独自の取組ということで，まず，財源の問題ということで，赤字解消の対象経費では，今までは一般会計からの法定外の繰入れでやっていたということで，ここについてはまず財源上の問題があるということで縮小しなければならない，というような整理をさせていただいていたところですけれども，この解消済みになった，上の１，２，３までについては，財源を基金に移しましたので，赤字解消計画上は解消済みということです。 ４番については，一般会計を続けながらも段階的な縮小が必要だということで，まだ三年目に入るわけですけれども，そこは未解消

	ということになっております。
委員３	２９年に決めたときも,医療費の伸びはある程度予測していたとは思うんですけど，現実的に上がっているんですか。
事務局	全体的に医療費，後期高齢者の支援金分も，おおもとは７５歳以上の後期高齢者の医療費を現役世代が支援するということで,ここの上がり分あるいは介護の問題も要介護者の認定者数も増えたりということで,それに対しての保険料も上がっており北海道の納付金も上がっているという状況になっています。ただ，今回医療費以外の部分で，２８年，２９年分の精算分も大きいですとか，あと，昨年は負担軽減をするということで,１－９ページにも附帯意見ということで，急激な上がり方は大きな影響を与えるので，基金などの財源を活用しながら急激な上昇とならないよう,黒字見込みであった１億円を活用して負担軽減を図りましたが,今回についてはその分の上がり分を１億円がないということで,今回仮算定結果を計算しておりますので,そういった１億円の繰り越し分がないプラス精算分の８千数百万円分も増加要素になっている状況です。 あと,医療費の部分については,北海道庁から示されているのは,１人当たりの保険給付費は２．５％程度上がっているという参考資料が来ているということです。
委員３	最後なんですけれども，資料２－６ですが，令和２年度の予定という赤字解消計画どおり，本来，これに決めたとおり粛々とやっていくべきなんだろうと思うんですけど,この１番だけを変えていかなきゃいけないということは,もし財源が足りないということであれば，拡大もここにいくっていうことなんですね。で，２，３，４はこのままどおり赤字解消計画どおりに行く,賦課限度額は計画にありませんでしたけれども９９万円に最終的には上がるようですから，これが１か２のほう９３万か９６万になり，いきなり９９万円にならないと思いますんで,そういうことを次回決めるということでよろしいですね。
議長	ありがとうございました。ほかに何かありませんでしょうか。
委員４	諮問事項の４番にあたると思うんですが,会議資料３－８というところ，１８歳未満の均等割減免のそこの部分ですけれども，令和２年度でどの階層でも大幅に値上がりする,本当に厳しいと思って見ていたところです。モデル世帯で４０歳夫婦で１８歳未満１人,

	高校生中学生だとしたら，いや小学生でも大変なんですけれども，この収入３１１万，所得金額２００万，実際に可処分所得は幾らぐらいになるのかははっきりとはわかりませんけれども，育ち盛りで食べ盛りの子どもさんがいて，４０歳という若い年齢の御夫婦，例えばこの３人家族が生活するとして，大変なことだと思って見ていたんですけれども，これを引き下げるとすれば，どんな方法があるんでしょうか。 　また，説明の中でも５倍の値上がりということで，大変な上げ幅なんですけれども，ほかのもっと所得の多い方でも値上がりは大きいんですが，特にこの減免，軽減のない所得２００万，２４０万この辺りがとても厳しいと思って見ているところです。引き下げるべきだと思うんですけど，何か方法はないものでしょうか。
事務局	まず，諮問事項に関わっていえば，資料２－６ページの答申の方向性ということで，ここは財源が基金になっておりますので，赤字解消計画は解消済みなので，計画に拘束はされないですけれども，例えばこの３－８ページは計画どおりでいくと２割減免になって１割縮小になってますので，据置の考え方，あるいは拡大ということで減免割合を３割以上にする必要があるというような御意見があれば，そういうような方向性で考えることも可能だということで，この諮問事項にはないんですけれども，さきほども申し上げましたとおり附帯意見という形で，基金の財源を活用することはできますので，我々としては去年だとすれば一億円を活用したと，それプラス２８年２９年度の精算分が８千万円くらいありますので，そこの部分については今これから加入している方に負担をさせるべきではないというような考え方もできますので，この分は基金で，そもそも基金については負担軽減目的で活用することも前提として安定的な運営を図るための基金ですので，そういったことも活用できるというようなことですので，負担軽減をしたいというような御意見があれば，そういうことも可能です。
議長	よろしいでしょうか。ほかに御意見等ございませんでしょうか。 　先ほどの委員２の質問に関してはいかがでしょうか。
事務局	先ほどの委員２の御質問ですけれども，５番目の諮問事項を除いて１から４番まであるわけですけれども，それぞれ相互に関連しているわけではないというふうにお考えいただければいいのかなと思います。財源については，限界はありますけれども，一般会計か

	らの分を３番４番にかわって一般会計への影響というのは基本的にはございません。
委員２	ありがとうございます。
委員３	先ほど２－６の資料を使って，私，２，３，４は粛々と進めて１番はもしお金が足りないなら拡大って言っちゃったんですけど，もし足りなくて策を講じるんだったら，縮減になるんですね。
事務局	基金については残高がありますので，拡大の限界はあるんですけど，基金残高の範囲でということになりますが，少なくても据置きにすることについては来年度は持つのかなというような形になっています。
委員３	そうですね。私，間違ってさっき拡大って言っちゃったんですけど，拡大はありえない。策を講じるなら据置きか縮減という考えですね。
事務局	基金の部分の拡大については，そんなに大幅なものでなければ拡大する余力はあるのかなと考えてます。財源については考慮をしないで議論を進めていただければと思います。
議長	ありがとうございました。他に何か御意見や御指摘等ありますでしょうか。 では特にございませんようなので，保険料だけではなく，保健事業についてなど，国民健康保険の運営全般について何か御意見・御質問等はございませんか。
委員１	これが議会で議決された段階で，市民に説明しなければならない場面が出てくると思うんですけど，具体的にはどんなふうに機会を考えておられますか。
事務局	これまでは，市民への説明というものについては，都道府県単位化が導入される際には保険料額がそういう方向になるというような概要については説明しておりまして，具体的な周知というのはしてはいなかったというところなんですが，保険料を通知をするときに今年の保険料の変更点という形で，その段階でお知らせをするというような形になっています。

委員１	私が聞いたのはですね,皆さんに理解を求めていただく努力が必要だと思うんです。これだけの保険料を皆さんが負担をすると。上がり下がりもやはり最終的には市民全体が健康でいなければいけないんだという自覚をもっていただくプラスの面も出てくるんじゃないかと。あさひばしなどの広報誌を含めて，皆さん難しい数字の羅列だけ見ても後期高齢者の方々も見るというふうには思えませんので，市のほうで知恵の絞りどころだというふうに思います。皆さんが見て,去年はこうだけど今年はこう上がっていくんだという理解も含めて,そういう努力は絶対惜しまないでほしいと思うんですね。たまたま私も委員ということで選ばれて参りましたけれども,メンバーだけが分かっていれば良いというものではないと思っているので,こういう努力をしていると市だとか委員会が胸を張って言えるような姿にするべきだと思いますから,単純に数字の羅列ではなくて，分かりやすい方法で，早く言えば施設にいらっしゃるようなお年寄りの方々も見られるような努力を是非やっていただきたいなと思います。
事務局	ありがとうございました。我々も保険料というのは医療費と密接な関係にあるということに感じられてない方もいらっしゃるような感触は受けておりますので，例えば特定健診だとか健康づくり，保健事業のお知らせする際にそういった保険料の関係を含めてお知らせするように努めていきたいと思います。
議長	ありがとうございました。他に何か意見等ございませんでしょうか。 特にないようですので，事務局の方から何かありませんか。
事務局	次回の運営協議会については,道庁からの本算定の結果を踏まえて改めてお示しをさせていただきたいというのと,今回委員４のほうから保険料を下げるための措置というか取組みというような御意見もいただきましたので,我々の方でそういった部分を踏まえてもこういう取組みをしたらというパターンについて何パターンか作成して，保険料が上がり過ぎている部分もありますので，御提示させていただきたいというふうに思います。
事務局	事務局から御連絡申し上げます。次回の協議会は，１月下旬を予定しています。本日の協議内容をもとに調整を行い，次回の会議において再度協議の上，答申いただくということになりますので，またどうぞよろしくお願いいたします。

議長	さて，委員の皆さんのほうから，これだけは言っておきたいというような御意見はございませんでしょうか。 また，事務局の方から次回は答申を決定するということになるんですけれども，委員の方々にこういうことだけは考えてきてほしいというような要望があれば。
事務局	そうですね。来月は１月下旬ということになるんですけれども，もし今回の協議会の場で質問とか，こういうことを聞いて資料を御覧になって後で疑問に思う部分があったり，方向性について意見がございましたら，ＦＡＸなどで御連絡いただければ，そういった部分を踏まえて次回の資料を作成したい，丁寧な説明をしたいと思いますので，事務局まで御連絡いただけたらと思います。
事務局	検討するに当たっては，財源にとらわれないで負担軽減策をどういうふうにしたらいいのか，どういうふうに考えてもらったらいいのかと思いまして，資料２－６の所にいろんな方向性があるので，この辺を考えて次回の会議に来ていただけるといいのかなと思いますので，御検討をよろしくお願いいたします。以上です。
議長	それでは，以上で本日の国民健康保険運営協議会を閉会いたします。